

2019年度 滋賀県交通安全職域別 無事故運動パンフレット

第54回交通安全職域別無事故運動

2019年度
無事故
運動実施中
7/1_月~10/31_木

おわたい・起こさないシルバー

事故ゼロで 笑顔広がる 滋賀のまち
渡るかな 止まって譲ろう 横断歩道
自転車で スマホさわるな 前をみて

滋賀県交通安全無事故運動実行委員会

2019年度(第54回)滋賀県交通安全職域別無事故運動

第1 目的

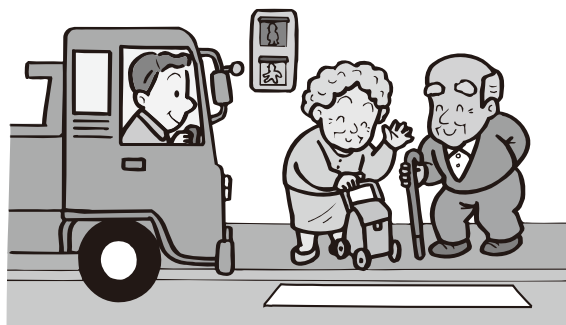
滋賀県内で自動車や二輪車、自転車を使用する事業所が、車両および運転者の運行・労務管理、シートベルト・ヘルメットの着用の徹底、自転車保険への加入促進、環境にやさしい公共交通機関等の利用促進を啓発し、安全運転の実践を組織ぐるみで習慣づけることにより交通事故の防止を図る。

第2 主催

滋賀県交通安全無事故運動実行委員会

第3 運動期間

2019年7月1日(月)から10月31日(木)までの4ヶ月間



第4 参加部門

- ①事業用トラックの部門(「緑のナンバー」等の運送事業トラック)
- ②農協連自動車の部門
- ③ダンプカー・ミキサー車の部門
- ④ハイヤー・タクシーの部門
- ⑤事業用観光バスの部門
- ⑥事業用路線バスの部門
- ⑦自家用自動車(事業所等が業務用として使用している自動車)の部門

第5 参加申込

参加希望団体は、**職域別様式1**に必要事項を記入して、**市役所・町役場の交通安全担当課**に提出(郵送・FAX不可)し、ステッカーやポスターの啓発品を受け取ってください。ステッカーは参加車両台数分、ポスターは団体ごとに一枚を受け取ってください。

※参加申込期間は、**6月1日(土)から6月30日(日)**までの1ヶ月間の執務時間内です。

※運動の対象となる車両は、**参加団体に所属する車両(4輪・2輪・自転車)**のすべてです。

※参加部門が2つ以上にまたがる場合は、**車両台数が一番多い部門**で参加することとし、その他の車両は合算して一番多い部門に計上してください。

第6 運動期間中におけるステッカー・ポスターの啓発品の掲示

①参加団体は、職員へ運動の周知徹底を図るため、市町で受け取ったポスターを、事業所の見えやすい場所に掲示してください。

②参加団体は、参加車両に市町で受け取ったステッカーを、乗用車は後部ガラス右下隅に、貨物車は後部荷台右下隅に、二輪車は前部または後部泥よけに貼り付けてください。

第7 結果報告

参加団体は、11月12日(火)までに運動期間中の結果を、職域別様式2「滋賀県交通安全職域別無事故運動結果報告書」により、申し込みをした市役所・町役場の交通安全担当課に提出(郵送・FAX可)してください。

※この運動の対象とする交通事故は、参加団体の車両におけるすべての人身事故です。ただし、当運動の参加団体側に全く過失がない等の場合は、個別に判定いたします。

※結果報告のない場合は棄権として取り扱い、過去の連続無事故の記録は途切れることとなります。

第8 無事故団体の決定

無事故団体の決定は、参加団体からの結果報告書等により行います。

第9 表彰等

次の区分により表彰等を行います。

①実行委員会「無事故の証」

運動の期間中、無事故であった団体に対して交付します。

②実行委員長表彰

3年または5年連続して無事故運動に参加し、かつ無事故であった団体に対して交付します。

③滋賀県知事表彰

10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年・45年・50年連続して無事故運動に参加し、かつ無事故であった団体に対して交付します。

④その他

①から③の表彰対象者へは、実行委員会より通知します。

知事表彰を受賞した事業所は、県ホームページにて事業所名・所在地・参加部門を掲載します。

(希望事業所のみ)

※「無事故の証」や表彰状の交付は2020年2月下旬頃に行います。

第10 前照灯早め点灯運動への参加

滋賀県では、夕暮れ時に前照灯を早め点灯することにより交通安全に寄与する運動を実施しています。運動の展開にあたっては委嘱機関を募り「前照灯早め点灯運動」の拡大を図っていますので、委嘱に同意をいただき無事故運動と併せて前照灯早め点灯運動への参加をお願いします。

なお、加入いただいた事業所に対しては、滋賀県交通対策協議会長(滋賀県知事)から後日委嘱状と啓発用品を送付します。

※前照灯早め点灯運動は年間を通しての運動

2019年度滋賀県交通安全職域別無事故運動 参加申込書

2019年 月 日

事業所名			
代表者名		担当者名	
所在地	〒		
TEL		FAX	
参加部門 ※1	1. 事業用トラックの部 2. 農協連自動車の部 3. ダンプカー・ミキサー車の部 4. ハイヤー・タクシーの部 5. 事業用観光バスの部 6. 事業用路線バスの部 7. 自家用自動車の部		
参加車両台数	台	参加運転者数	名
前照灯早め点灯運動 ※2	1. 新規委嘱を希望する 2. 既に委嘱機関である 3. 委嘱を希望しない		
	1、2の場合は 右記を記入	ステッカー	枚

※1 参加部門のところに○を付けてください。重複参加はできません。

※2 夕暮れ時に前照灯を早め点灯することにより交通安全に寄与する運動を実施しています。県では委嘱機関(協力団体)を募り、早め点灯運動の拡大を図っていますので委嘱機関として御協力いただきますようお願いいたします。なお、委嘱機関へはステッカーをお送りしますので、希望枚数を御記入ください。(ただし希望枚数を送付できるとは限りません。)

2019年度滋賀県交通安全職域別無事故運動 結果報告書

2019年 月 日

事業所名			
所在地	〒	担当者名	印
TEL		FAX	
参加部門	1. 事業用トラックの部 2. 農協連自動車の部 3. ダンプカー・ミキサー車の部 4. ハイヤー・タクシーの部 5. 事業用観光バスの部 6. 事業用路線バスの部 7. 自家用自動車の部	参加車両 台数	台
人身事故の有無	無事故（物損事故・無過失含む） 下記自認書の作成		事故（人身事故）

※人身事故のみを事故扱いとします。

自認書（無事故団体）

当事業所は、運動期間中(7月1日～10月31日)無事故であったことを自認します。

2019年 月 日

事業所名：

代表者名：

代表印

◇運動期間中に実施した交通安全に関する取組内容

--

※報告書で提出いただいた情報は、当運動の無事故の審査にのみ使用します。

※結果報告書の提出期限は11月12日(火)です。参加申し込みをされた市役所・町役場に必ず提出（郵送・FAX可）してください。なお、未提出の場合は棄権として取り扱い、過去の連続無事故の記録は途切れます。

【参加申込・結果報告 市町窓口一覧表】

市町名	担当課	電話番号	FAX番号	〒	住所
大津市	自治協働課	077-528-2816	077-523-0411	520-8575	大津市御陵町3-1
草津市	交通政策課	077-561-2343	077-561-2487	525-8588	草津市草津三丁目13-30
守山市	市民協働課	077-582-1148	077-583-3911	524-8585	守山市吉身二丁目5-22
栗東市	交通政策課	077-551-0291	077-552-7000	520-3088	栗東市安養寺一丁目13-33
野洲市	危機管理課	077-587-6089	077-587-4033	520-2395	野洲市小篠原2100-1
甲賀市	生活環境課	0748-69-2143	0748-63-4582	528-8502	甲賀市水口町水口6053
	土山地域市民センター地域振興課	0748-66-1101	0748-66-1564	528-0211	甲賀市土山町北土山1715
	甲賀大原地域市民センター地域振興課	0748-88-4101	0748-88-3104	520-3435	甲賀市甲賀町相模173-1
	甲南第一地域市民センター地域振興課	0748-86-4161	0748-86-8029	520-3308	甲賀市甲南町野田810
	信楽地域市民センター地域振興課	0748-82-1121	0748-82-3415	529-1851	甲賀市信楽町長野1203
湖南市	生活環境課	0748-71-2325	0748-72-2201	520-3288	湖南市中央一丁目1
東近江市	市民生活相談課	0748-24-5699	0748-24-0217	527-8527	東近江市八日市緑町10-5
	永源寺支所	0748-27-1121	0748-27-1668	527-0231	東近江市山上町1316
	五個荘支所	0748-48-7310	0748-48-5650	529-1492	東近江市五個荘小幡町318
	愛東支所	0749-46-0211	0749-46-0215	527-0162	東近江市妹町29
	湖東支所	0749-45-3703	0749-45-1570	527-0113	東近江市池庄町505
	蒲生支所	0748-55-4884	0748-55-4894	529-1592	東近江市市子川原町676
	能登川支所	0748-42-1331	0748-42-6125	521-1292	東近江市鉢光寺町262
近江八幡市	交通政策課	0748-36-5515	0748-36-5553	523-8501	近江八幡市桜宮町236
日野町	住民課	0748-52-6578	0748-52-2003	529-1698	蒲生郡日野町河原一丁目1
竜王町	生活安全課	0748-58-3703	0748-58-2573	520-2592	蒲生郡竜王町小口3
彦根市	交通対策課	0749-30-6134	0749-24-5211	522-0074	彦根市大東町2番28号 彦根駅西口仮庁舎(アル・プラザ彦根3階)
愛荘町	くらし安全環境課	0749-42-7699	0749-42-7377	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川72
豊郷町	総務課	0749-35-8111	0749-35-4575	529-1169	犬上郡豊郷町石畑375
甲良町	総務課	0749-38-3311	0749-38-3421	522-0244	犬上郡甲良町在土353-1
多賀町	総務課	0749-48-8120	0749-48-0157	522-0341	犬上郡多賀町多賀324
米原市	防災危機管理課	0749-52-6630	0749-52-6930	521-8601	米原市顔戸488-3
	米原庁舎米原自治センター	0749-52-6623	0749-52-4539	521-8501	米原市下多良3-3
	山東庁舎山東自治センター	0749-55-8101	0749-55-2406	521-0292	米原市長岡1206
	伊吹庁舎伊吹自治センター	0749-58-2221	0749-58-1630	521-0392	米原市春照490-1
長浜市	市民活躍課	0749-65-8711	0749-65-6571	526-8501	長浜市八幡東町632番地
	北部振興局地域振興課	0749-82-5900	0749-82-3956	529-0492	長浜市木之本町木之本1757番地2
高島市	都市政策課	0740-25-8571	0740-25-8572	520-1592	高島市新旭町北畑565
	マキノ支所	0740-27-1121	0740-27-1129	520-1892	高島市マキノ町沢1410
	今津支所	0740-22-2551	0740-22-3862	520-1692	高島市今津町弘川1204番地1
	市民協働課	0740-25-8526	0740-25-8156	520-1592	高島市新旭町北畑565
	安曇川支所	0740-32-1131	0740-32-3072	520-1292	高島市安曇川町田中89
	高島支所	0740-36-1121	0740-36-1467	520-1192	高島市勝野215
	朽木支所	0740-38-2331	0740-38-2951	520-1492	高島市朽木市場604

■問い合わせ先：滋賀県土木交通部交通戦略課内 交通安全無事故運動実行委員会(事務局)
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-3682 FAX 077-528-4837